

重要事項説明書

(通所介護及び
旧介護予防通所介護相当サービス)

利用者：_____様

事業者：らいおんデイサービスセンター柏原

重要事項説明書

(通所介護及び旧介護予防通所介護相当サービス)

1. 通所（介護予防通所）介護サービスを提供する事業者について

名称・法人種別	株式会社らいおんハート
代表者職氏名	代表取締役 竹原 彰宏
本社所在地	大阪市港区夕風2-1-18
電話番号	06-6576-0623
法人設立年月日	平成24年4月26日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所概要

名称	らいおんデイサービスセンター柏原
所在地	大阪府柏原市大県4丁目10番4号
事業所番号	柏原市指定 第2774601237
管理者	木村 優
電話番号	072-970-6220
実施地域	柏原市・八尾市

＊上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 職員体制表

職員体制	員数（保有資格）		主な職務内容
管理者 兼相談員	常勤1名	介護福祉士	事業所の従業者の管理及び業務の一元的な管理等。
生活相談員 兼介護職員	常勤1名	介護福祉士	通所介護等の利用申込にかかる調整、通所介護計画書等の作成、利用者の日常生活上における必要な相談援助等。
介護職員	常勤2名 非常勤5名	介護福祉士 介護福祉士 ヘルパー2級 認知症介護 基礎研修	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務等。
機能訓練 指導員	非常勤1名 常勤1名 非常勤1名	柔道整復師 理学療法士 あん摩マッ サージ指圧 師	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言等。

看護職員	非常勤 2 名	看護師 准看護師	利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の健康管理を行う業務等。
------	---------	-------------	--

(3) 当センターの設備等

利用定員	23 名	静養室	ベッド 2 台
トイレ	2	相談室	1
浴室	有	送迎車	3

(4) 営業時間

月曜～土曜・祝祭日午前 7 時 45 分 ～ 午後 1 7 時 15 分

(5) 定休日

日曜・年末年始 (12/30～1/3)

(6) サービス提供時間

午前 8 時 15 分～午後 1 6 時 45 分

3. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定通所介護及び指定旧介護予防通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。また、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

4. 提供するサービス内容

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
通所介護（旧介護予防通所介護相当サービス）計画の作成	1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。

利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介こと助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。
特別なサービス (利用者に対するアセスメントの結果、必要と認められる場合に提供します。)	個別機能訓練 I (イ)	個々の利用者の状態に適切に対応する観点から、個別の機能訓練実施計画を策定し、これに基づきサービス提供をおこないます。

5. 料金

(1) 利用料金

① 通所介護費等

【利用料金表：通所介護】

・通所介護費（通常規模型通所介護・7時間以上8時間未満）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	658 単位 ／日	777 単位 ／日	900 単位 ／日	1,023 単位 ／日	1,148 単位 ／日
利用料	一回につき				
自己負担額 (1割)	675 円	797 円	924 円	1,050 円	1,178 円

サービス項目	単位数	利用料	自己負担額（1割）
入浴介助加算Ⅰ	40 単位	410 円	41 円
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	56 単位	575 円	57 円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×8%		

・通所型サービス費（通常規模型通所型サービス・7時間以上8時間未満）

要介護度	通所型サービス1（要支援1）	通所型サービス2（要支援2）
単位数	1,798 単位	3,621 単位
利用料	一ヶ月につき	
自己負担額（1割）	1,846 円	3,718 円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×8%	

・介護保険給付対象外のサービス利用料

昼食代（1回）	700 円	
おやつ代（1回）	100 円	※おやつは希望者様のみです。
レクレーション・クラブ活動	実 費	※材料代等実費で頂く場合があります。

※必要に応じて発生する費用であり、全ての利用者様にお支払いいただくものではありません。

（2）キャンセル料

当日キャンセルの食事代等におきましては、キャンセル料は頂きません。

（3）利用料金の支払方法

毎月10日頃までに前月分をご請求いたしますので、当月の25日までに
お支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、現金支払にてお願いいたします。

6. サービスの提供にあたって

（1）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（2）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

（3）利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画表）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画（介護予防通所介護計画（以下「通所介護計画等」という）を作成します。なお、作成した「通所介護計画」等は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービス提供は「通所介護計画」等に基づいて行ないます。なお、「通所介護計画」等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 通所介護等従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 木村 優

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(4) 虐待防止ための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(5) 虐待のための指針を整備しています。

(6) 成年後見制度の利用を支援します。

(7) 介護相談員を受入れます。

(8) サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。（別紙記載お願いいたします。）

9. 事故発生時の対応

(1) 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から5年間保存します。

(3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。通所介護（旧介護予防通所介護相当サービス）における損害賠償責任保険に加入しております。

10. サービス内容に関する相談・苦情

①当センターご利用者相談・苦情担当

相談・苦情等 窓口担当者	
管理者	木村 優
電話番号	072-970-6220

- (1) 苦情又は相談があった場合は、ご利用者様の状況を把握する為必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- (2) 事実関係の確認を行い、スタッフと共に検討を行い、対応を決定します。
- (3) 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、ご利用者様へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(内容によっては後日改めてご連絡する事がございます。

②当センター以外に、公的な相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【市区町村（保険者）の窓口】

柏原市高齢介護課	電話番号	072-970-1570
八尾市高齢福祉課	電話番号	072-924-3837

【公的団体の窓口】

大阪府国民健康保険団体連合会	電話番号	06-6949-5418
----------------	------	--------------

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
--------------------------	---

② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
----------------------	---

1 2 . 第三者評価の実施状況

事業所は、第三者評価は実施しておりませぬ。

13. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

通所介護（介護予防通所介護）の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

〔事業者〕

事業者

株式会社 らいおんハート

所在地

大阪市港区夕風2-1-18

事業所

らいおんデイサービスセンター柏原

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

〔利用者〕

住 所

氏 名

〔代理人〕

住 所

氏 名

(続柄)

要介護の方の利用負担額

利用時間/日	5～6時間		6～7時間		7～8時間	
要介護1	585円		599円		675円	
要介護2	691円		707円		797円	
要介護3	797円		817円		924円	
要介護4	903円		925円		1050円	
要介護5	1010円		1035円		1179円	

各種追加料金

通所介護入浴介助加算Ⅰ	41円
通所介護個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	57円
通所介護処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×8%

要支援（予防）の方の利用負担額

要支援1	1846円
要支援2	3718円
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	所定単位数×8%